

平成28年12月15日

第209回都市計画審議会

下石神井五丁目公園の都市計画原案について

1 概要

こまどり遊園地を含む約0.20haの区域を公共空地として確保し、レクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、以下のとおり都市計画公園に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 今後の予定

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 平成28年12月15日 | 練馬区都市計画審議会へ原案報告 |
| 12月21日～平成29年1月18日 | 都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付 |
| 1月11日 | 都市計画原案の説明会 |
| 1月30日 | 都市計画原案に係る公聴会（公述の申出があった場合） |
| 1月～2月 | 東京都知事協議手続き |
| 3月 | 都市計画案の公告・縦覧、意見書受付 |
| ～（2週間） | |
| 3月 | 練馬区都市計画審議会へ付議 |
| 4月 | 都市計画決定・告示 |

4 添付資料

- | | |
|-----------------|----|
| (1) 都市計画の原案の理由書 | P3 |
| (2) 計画書 | P4 |
| (3) 位置図 | P5 |
| (4) 計画図 | P6 |
| (5) 現状写真 | P7 |

都市計画の原案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第2・2・145号 下石神井五丁目公園

2 理由

区の基本計画「みどりの風吹くまちビジョン」の実施計画である「アクションプラン」(平成27年6月)で本計画地は、みどりのネットワーク形成の推進のため、特色ある整備を進める公園と位置づけられている。

練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月改定)において、本計画地の位置する下石神井五丁目を含む第7地域は、近年、宅地化の進行で緑被率が減少しており、今後も公園の整備を推進するとしている。

昭和43年より民間遊び場として開放され、地域に親しまれてきた「こまどり遊園地」を含む約0.20ヘクタールの区域について、地域におけるレクリエーション機能の充実および豊かな景観形成を図るため、都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(原案)

東京都市計画公園に練馬第2・2・145号下石神井五丁目公園を次のように追加する。

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|-------------|-----------|--------------|---------|----------|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 街区公園 | 練馬第2・2・145号 | 下石神井五丁目公園 | 練馬区下石神井五丁目地内 | 約0.20ha | 広場、遊戯施設等 |

「区域は計画図表示のとおり」

4

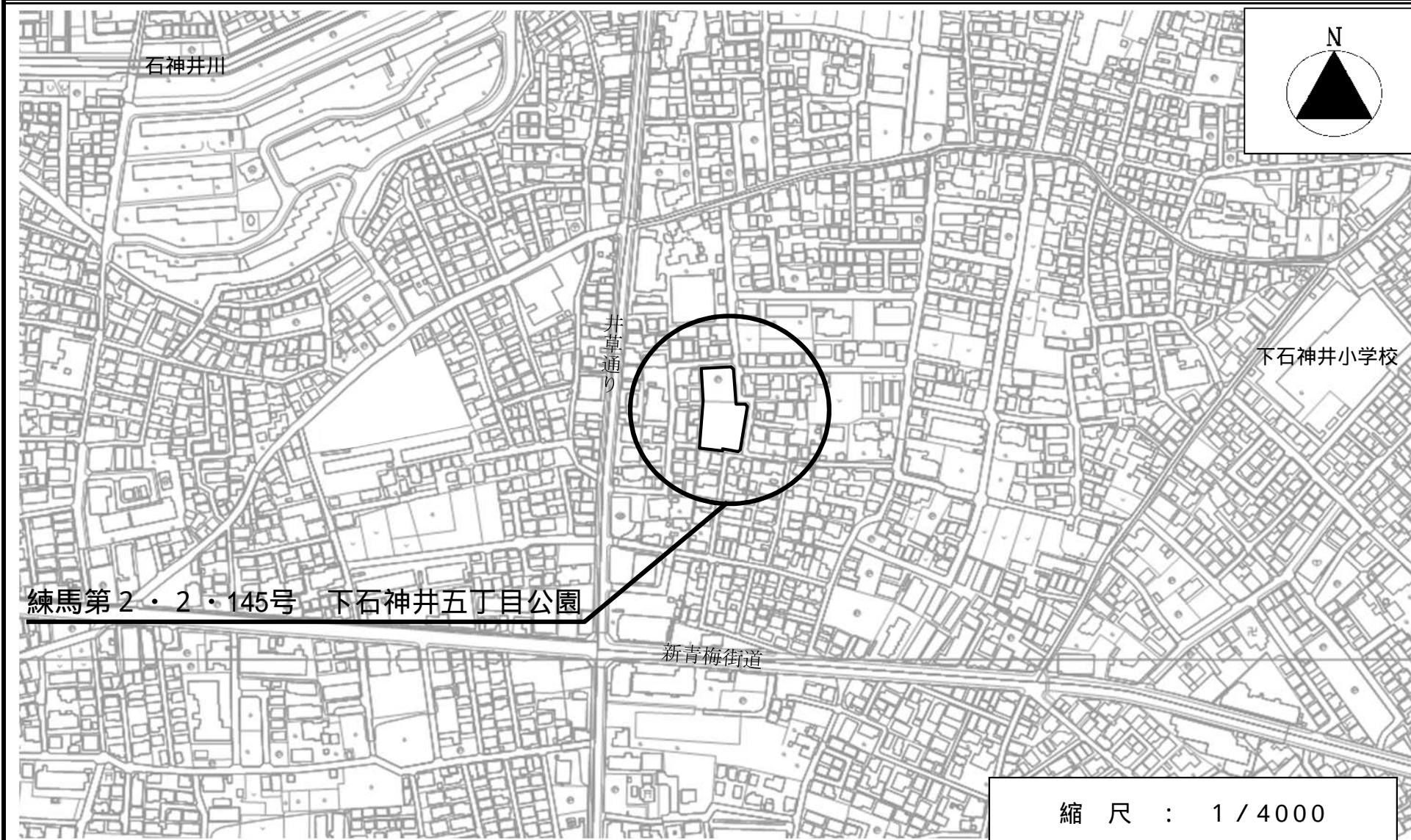
理由

公園の配置について検討した結果、レクリエーション機能の充実および豊かな景観の形成を図るため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

| 種 別 | 名 称 | | 位 置 | 面 積 | 備 考 |
|------|-------------|-----------|--------------|---------|-----|
| | 番 号 | 公 園 名 | | | |
| 街区公園 | 練馬第2・2・145号 | 下石神井五丁目公園 | 練馬区下石神井五丁目地内 | 約0.20ha | 追加 |

「区域は計画図表示のとおり」

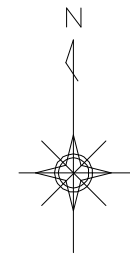


5

縮尺 : 1 / 4000

東京都市計画公園計画図（原案）

練馬第2・2・145号 下石神井五丁目公園



縮尺二千五百分之一



「この地図は東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 27 年度版）を使用したものである（28 都市基交測第 12 号・MMT 利許第 27026 号-75）」
「（承認番号）28 都市基街都第 17 号、平成 28 年 5 月 9 日」

東京都市計画公園 練馬第2・2・145号 下石神井五丁目公園 現状写真

